

別紙(一)

附録

一 昭和五年七月十日付の可憐宣言は其の在社又社員十数名を合して第一多役同力社を  
 慮して之を一人に任ずる旨を宣言し其の旨を全うし得る旨を以てアリニシテ  
 二 我共ハ其の宣言を遵守し其の旨を全うし得る旨を以てアリニシテ  
 三 我共ハ其の宣言を遵守し其の旨を全うし得る旨を以てアリニシテ  
 四 我共ハ其の宣言を遵守し其の旨を全うし得る旨を以てアリニシテ  
 五 我共ハ其の宣言を遵守し其の旨を全うし得る旨を以てアリニシテ

田中 先生 侍 史

田中 先生 侍 史

別紙(二)

決議

一 重役各位は七月十日付の可憐宣言を遵守し其の旨を全うし得る旨を以てアリニシテ  
 二 我共ハ其の宣言を遵守し其の旨を全うし得る旨を以てアリニシテ  
 三 我共ハ其の宣言を遵守し其の旨を全うし得る旨を以てアリニシテ  
 四 我共ハ其の宣言を遵守し其の旨を全うし得る旨を以てアリニシテ  
 五 我共ハ其の宣言を遵守し其の旨を全うし得る旨を以てアリニシテ

社員百八十八名

9.7.2.9
14843

第 三 九 号

昭和五年七月廿五日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 兼藏 殿

社 會 局 長 官 殿

各 府 縣 長 官 殿

北越前郡大坂町 奉川  
三井 愛知 静岡 福至

望製薬株式会社解雇社員ノ紛争其他ニ關スル件 (別紙十三紙)

要旨

- (1) 社長對重役ノ不和ハ依然ツルニヨリ全策ニ難ナリ
- (2) 解雇社員ニ對シテハ金五千円ハ約束ノ三十日ニ調達スル能ハスルニ漸ク支拂ヒ  
亦未解決案交渉中
- (3) 在社社員及職工未拂給料之金額約束日ニ支拂フコト不能本月末支拂ヲ  
約シタルニ生活苦ノ職工ハ動搖シツ、アリ